

平成 26 年 10 月 20 日 風力部会資料

26 高環共 第 639 号
平成 26 年 10 月 15 日

経済産業大臣 小渕 優子 様

高知県知事 尾崎 正直

「(仮称) 大豊風力発電事業にかかる環境影響評価準備書」に対する
知事意見について

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 20 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 13 の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、下記のとおりです。

記

1 総括的事項

- (1) 本事業実施区域は、優れた自然の風景地である梶ヶ森県立自然公園の指定区域が一部含まれるなど豊かな自然環境に恵まれていること、また、風力発電機設置予定区域の周辺には、観光施設「ゆとりすとパークおおとよ」が隣接していることから、自然の景観や生物多様性を十分に保持するために適切な配慮を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すること。
- (2) 評価書の作成に当たっては、提出された意見を十分検討し、必要に応じ専門家等の意見を踏まえ、各種データや評価の根拠となる最新の数値等を記載し、分かりやすい内容となるよう努めること。
- (3) 本事業の実施に当たっては、準備書に記載の環境保全措置を着実に実施することに加え、下記の個別事項についても適切に実施し、環境影響への回避・低減をするよう十分配慮すること。

2 個別の事項

(1) 騒音及び低周波音について

当該風力発電機設置予定区域の周辺には、観光施設が隣接し、園内には多目的施設やキャンプ場・コテージなどの宿泊施設が存在している。

施設の稼働に伴う騒音については、当該地域に環境基準の地域類型の指定がない

ため、「専ら住居の用に供される地域」(A類型)の基準を準用し、予測結果では、夜間の強風時は環境基準値を上回っているところがあると予測されているため、風力発電機の稼働により騒音及び低周波音の影響が懸念されることから可能な限り影響の回避・低減を図ること。

また、騒音や低周波音については、人によって感じ方が異なることから、工事実施中や施設の稼働により近隣住民から不眠や体調不良等の苦情が生じるなど影響が確認された場合は、追加的な環境保全措置を検討すること。

(2) 動物について

ア 生態系の上位性の注目種であるクマタカについて、繁殖地への影響とバードストライクへの影響が予測・評価されており、予測の基となった調査は、平成25年1月から12月の期間しか行われていない。「猛禽類保護の進め方(改訂版)-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて-」(環境省、2012年)では、クマタカの調査期間について、少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期の調査が望ましいとしている。本準備書では、調査期間が12か月であるため、調査が不十分であると考えられ、この調査に基づく予測・評価は不確実性が大きいことが懸念されることから、クマタカへの影響の環境保全措置を検討するとともに、工事実施中にクマタカのモニタリング調査を実施し、その旨環境影響評価書に記載すること。

また、事後調査により生態系への影響が確認された場合は、専門家等に意見を聞くなど適切な環境保全措置を講じること。

イ 鳥類及び生態系の上位性の注目種として選定したクマタカのバードストライクの影響について、不確実性の程度が大きいと考えられることから、事後調査を稼働後1年間実施することになっているが、不確実性がどの程度大きいのか、実際に回避行動をとっているのかなどを把握するため、必要がある場合は、更なる追加調査を実施すること。

ウ 事業実施区域の工事については、稜線上や山腹に切り土盛り土が発生し、大雨等により下流域に土砂の流出が発生した場合、底生動物に影響が懸念されることから、工事中及び供用後においても最大限の環境保全措置を講じること。

また、改変区域の細流で、イシヅチサンショウウオ等が確認されていることから、水源の濁りを抑え可能な限り影響を低減すること。

エ 事業実施区域には、国の特別天然記念物であるカモシカの生息区域が含まれており、生息地への影響は少ないものと考えられ、事業の遂行に支障はないが、工

事車両等による接触事故等には充分注意喚起し、適切な環境保全措置を講じること。

(3) 植物について

植物の移植について、造成により生じた法面は、在来種であっても他地域から持ち込んだ植物種が移植された場合、二次的に希少植物に影響し生態系に支障が出てくるため、可能な限り地元周辺地域の植物の種子を用いるなど、影響が最小限となるよう実施し、対象事業実施区域の生態系に配慮するとともに、事後調査を適切に実施すること。

また、事後調査により生態系への影響が確認された場合は、専門家等に意見を聞くなど適切な環境保全措置を講じること。

(4) その他

ア 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物については、環境への負荷を低減するため、適正に処理すること。

イ 事業実施区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、工事中に新たに遺跡が発見された場合は、直ちに工事を中止し、現状を変更することなく大豊町教育委員会へ連絡すること。